

小山工業高等専門学校受託研究取扱規程

制 定 昭和59年 1月10日

最終改正 平成20年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 この規程で「受託研究」とは、本校において、外部から委託を受け公務として行う研究であって、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

3 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限って行うものとする。

(受け入れの決定)

第2条 受託研究の受け入れは、校長が決定するものとする。

2 受け入れの決定に当たっては、あらかじめ当該研究を担当する職員及び当該職員の属する学科長の意見を徴するものとする。

(受け入れの条件)

第3条 受託研究を受け入れようとするときは、委託者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

一 委託者は、委託した研究を一方的に中止することができない。

二 委託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しない。

三 本校がやむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においてもその責を負わない。

四 前号の場合において、受託研究に要する経費は、原則として委託者に返還しない。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがある。

五 委託者は、委託する研究に要する経費を当該研究の開始前に納付しなければならない。

2 校長は、前項各号に定めるもののほか、必要と認める条件がある場合には、その都度定める。

3 校長は、委託者が国の機関若しくは公社・公庫・公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、契約担当役と協議のうえ第1項第2号及び第5号の条件を付さないことができる。

(受託研究の申し込み)

第4条 校長は、受託研究の申し込みをしようとする者がいるときは、別紙様式による受託研究申込書を提出させるものとする。

(受け入れ決定後の措置)

第5条 校長は、受託研究の受け入れを決定したときは、受け入れの条件を付した書面をもって、その旨契約担当役に通知するものとする。

2 契約担当官は、前項の通知を受けたときは、法令上の非違がないかを審査のうえ、契約を締結するものとする。

(研究の中止又は研究期間の延長)

第 6 条 受託研究を担当する職員は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があると認める場合には、直ちに校長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 校長は、前項の報告により、受託研究の遂行上やむを得ないと認める場合には、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨委託者に通知するものとする。

4 第 2 項の期間の延長を決定する場合においては、契約担当役に通知するものとする。

(特許権等の実施)

第 7 条 校長は、受託研究の結果生じた発明につき、本校が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから 10 年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

2 前項において、委託者若しくは委託者の指定する者が当該特許権等を優先的に実施の期間中その第 2 年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、校長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

3 前 2 項の規定により、当該特許権等の実施を許諾したときは、実施契約を締結のうえ実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第 8 条 受託研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前条の規定を準用するものとする。

第 9 条 校長は、受託研究による研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、委託者との間で適切に定めるものとする。

(研究完了後の措置)

第 10 条 受託研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、校長にその結果を報告するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、直ちに契約担当役に当該研究が完了した旨通知するものとする。

3 校長が受託研究の結果を委託者に通知する場合には、当該研究を担当する職員をもって行わせるものとする。

(事務)

第 11 条 受託研究に係る事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 24 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。